

日光市まちづくり基本条例を学ぼう

市は、平成20年に「市民が主役のまちづくり」をより一層推進するため、「日光市まちづくり基本条例」を制定しました。まちづくり基本条例は、市民みんなで育てるまちづくりのルールです。市の最高規範であり、自治体の憲法ともいわれていることから、皆さんに知ってほしい条例です。

市民と市議会、市が一体となって進めるまちづくりの基本理念を定め、それをもとに市民が主役のまちづくりを目指すものです。

くわしくは

総合政策課 政策調整係 ☎ 21-5131

◇より良いまちづくりのために

市民は…

♣ まちづくりに参加することができます

♣ まちづくりに必要な情報を知ることができます

♣ 「私たちにできることがある、すべきことがある」という意識を持ちます

♣ 自主性を持ち、自分の発言・行動に責任を持ちます

市議会は…

◇ 日光市をより良くするために市の仕事をチェックします

◇ 公正・公平な議会運営を行うとともに、市民の意見を市に伝えます

◇ 政策提言、政策立案のため、積極的に調査活動を行います

市は…

♥ 市民や市議会と一緒に考え、協力したまちづくりを行います

♥ まちづくりに関する情報を説明し、質問に答えます

♥ 市民がまちづくりに参加できるように多様な方法を用意します

♥ 市民活動を支援し、市民との協働に努めます

それぞれの役割を理解して、積極的に取り組んでいきましょう。

◇キーワードは、共有・参画・協働

共有…情報や資源、課題などを市民

・市議会・市がお互いに共有すること

参画…市民がまちづくりに主体的に関わること

協働…市民・市議会・市がお互いの立場を尊重し、共に考え、協力し、行動すること

皆さんの暮らす地区や地域、そして市全体が「住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思えるような取り組みは全てまちづくりです。

地域の行事に参加したり、近所の人とコミュニケーションをとったりすることも立派なまちづくりです。

身近なところから、どんどんまちづくりの輪を広げていきましょう！



まちづくりを考える高校生

「条文はどうなっているの?」「もっと簡単に条例を知りたい!」という方へ♪

「日光市まちづくり基本条例」をより多くの市民に身近に感じてもらうため、リーフレットやマンガを作成しています。条文をそのまま掲載し、意味を解説しているリーフレットや、キャラクターが条例を説明しているマンガなどを、用意しています。

左の写真は3月に文星芸術大学の協力のもと完成したマンガの表紙です。このマンガは大人向けということと、少し難しいことも書いてあります。しかし幅広い年齢層の方に条例を理解してもらうために、小中学生向けに作成したマンガもあります。各行政センターなどに置いてありますので、それぞれの用途に応じてご利用ください。



学生が製作に協力したマンガ

樹木の管理にご注意ください

道路への倒木や枝の落下にご注意しましょう

くわしくは 維持管理課 維持係 ☎(21)5160

●樹木管理のお願い

歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、道路の上空(車道4.5m、歩道2.5m)に通行の支障となるものを設置することは禁止されています。

所有する樹木が倒木の恐れがある場合や、道路を覆ったり張り出したりにしている場合は、伐採または枝払いをお願いします。

なお、私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、市で剪定・伐採ができません。自宅に生垣がある方や道路沿いに山林などの土地を所有されている方は、定期的な剪定・伐採をお願いします。

●樹木所有者の責任

樹木が道路上に倒れたり枝が落ちたりして、通行人がけがまたは車が破損した場合、樹木の所有者が相手から不法行為による責任を問われることがあります(民法第717条および道路法第43条)。

●樹木管理作業時の注意事項

高所からの転落を防止するため十分な安全確保をしてください。また、作業中は通行車両、自動車および歩行者に注意してください。電線のある箇所での作業は危険を伴うので、事前に東京電力またはN・T・Tに連絡をして立ち会いのもとで行ってください。

◆◆◆

◎国道・県道についてくわしくは
日光土木事務所 保全部

今市警察署管内☎(53)1221

日光警察署管内☎(53)1213

◎市道についてくわしくは

今市地域…維持管理課

☎(21)5160

日光地域…◎産業建設係

☎(54)1114

藤原地域…◎産業建設係

☎(76)4107

足尾地域…◎産業建設係

☎(93)3117

栗山地域…◎産業建設係

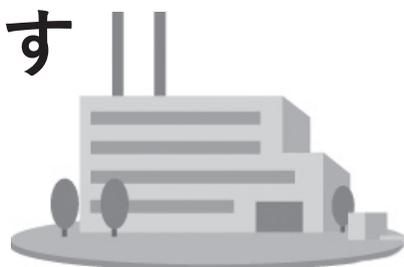
☎(97)1133

工業統計調査を実施します

～調査にご協力ください～



工業統計キャラクター
コウちゃん



6月1日(木)を基準日として、工業統計調査を実施します。この調査は、国内における工業の実態を明らかにすることを目的とする重要な調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

調査対象の事業所には、5月中旬から「調査員証」を身に付けた「統計調査員」が訪問して調査を実施します。

なお、調査票に記入した内容については、統計法に基づき秘密が厳守されます。

また、統計作成の目的以外(税の資料などに使用することは絶対にありません)。

調査の趣旨・必要性をご理解の上、ご協力をよろしくお願い致します。

◎調査概要

調査対象…製造業に属する事業所

調査基準日…6月1日(木)

調査事項…事業所の名称および所在地、経営組織、従業員数、現金給与総額、製造品出荷額など

くわしくは

総合政策課 統計係

☎(30)3906